

## ○港湾法及び同施行令（抜粋）

## 《 港 湾 法 》

(港湾環境整備負担金)

第四十三条の五 国土交通大臣又は港湾管理者は、その実施する港湾工事（国土交通大臣の実施する港湾工事にあつては、港湾施設を建設し、又は改良するものに限る。）で、港湾の環境を整備し、又は保全することを目的とするもの（公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する公害防止事業であるものを除く。）が、港湾区域又は臨港地区内にある工場又は事業場についてその環境を保全し、又はその立地若しくはその事業活動に伴う当該工場若しくは事業場の周辺地域の生活環境の悪化を防止し、若しくは軽減することに資するときは、政令で定める基準に従い、国土交通大臣にあつては国土交通省令で、港湾管理者にあつては条例で、当該工場又は事業場に係る事業者は、当該港湾工事に要する費用の一部を負担させることができる。

- 2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定により負担させようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にあつては交通政策審議会、港湾管理者にあつては地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により納付された負担金の額に第五十二条第二項に規定する負担割合を乗じて得た金額に相当する額の同項の規定による負担金を、同項の規定により費用を負担した港湾管理者に還付するものとする。

## 《 港湾法施行令 》

(港湾環境整備負担金の負担の基準)

第十五条の五 法第四十三条の五第一項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 法第四十三条の五第一項の規定による負担金（以下この項において「港湾環境整備負担金」という。）を負担させる事業者は、次に掲げる者とする。ただし、国土交通大臣等（当該港湾工事を実施する国土交通大臣又は港湾管理者をいう。以下この条において同じ。）が公益上その他の事由により港湾環境整備負担金を負担させることが不相当であると認める国、地方公共団体その他の者を除くものとする。

イ 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場であつて、当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地（水面を含む。以下同じ。）の面積の合計が一万平方メートル（国土交通大臣等が、当該港湾に係る工場又は事業場の種類、規模等を考慮して五千平方メートル以上一万平方メートル未満の範囲内でこれと異なる面積を定めたときは、当該面積。ロにおいて同じ。）以上であるものに係る事業者

ロ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改良する工事である場合にあつては、イに掲げる事業者のほか、当該港湾工事の完了した日後十年間に負担区域内において、その敷

地の面積の合計が一万平方メートル以上となつた工場又は事業場に係る事業者

二 港湾環境整備負担金の額は、イに掲げる額にロ（一）若しくは（二）又はハに掲げる割合を乗じて得た額に相当する金額（国土交通大臣等が公益上その他の事由により必要があると認めてその金額を軽減した金額を定めたときは、当該金額）とすること。

イ 当該港湾工事に要する費用の額に二分の一の割合（国土交通大臣等が当該港湾工事の種類、規模等を考慮して二分の一未満でこれと異なる割合を定めたときは、当該割合）を乗じて得た額

ロ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改良する工事である場合にあつては、次に掲げる割合

（一）当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として国土交通大臣等が定める面積を加算した面積（（二）において「工場等敷地面積」という。）に対する前号に規定する事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合

（二）当該港湾工事の完了した日後十年間に前号に規定する事業者が工場又は事業場の敷地の面積を増加した場合にあつては、工場等敷地面積に対する増加後の当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合

ハ 当該港湾工事がロに掲げる工事以外の工事である場合にあつては、当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に対する前号に規定する事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積の合計の割合

2 前項の負担区域は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める区域とする。

一 当該港湾工事が港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。）及び港湾環境整備施設並びにこれらの敷地に係る工事である場合 当該港湾における土地の利用状況、自然条件等を考慮して、一体的にその環境を整備し、又は保全する必要がある区域として、あらかじめ、国土交通大臣等が臨港地区（予定埋立区域を含む。）を区分して定めた区域のうち、当該港湾工事が実施された場所を含む区域及び当該区域以外の区域であつて国土交通大臣等が指定するもの

二 当該港湾工事が前号に掲げる工事以外の工事である場合 港湾区域及び臨港地区（港湾区域の形状等により、港湾工事が当該港湾区域及び臨港地区の一部の環境を整備し、又は保全するものである場合にあつては、国土交通大臣等が指定する一部の水域及び地域）

## ○横浜市港湾環境整備負担金条例

制 定 昭和 55 年 3 月 31 日条例第 8 号  
最近改正 昭和 62 年 3 月 5 日条例第 12 号  
注 昭和 60 年 3 月から改正経過を注記した。

横浜市港湾環境整備負担金条例をここに公布する。

### 横浜市港湾環境整備負担金条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 43 条の 5 第 1 項の規定に基づき徴収する港湾環境整備負担金（以下「負担金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第 2 条 横浜市は、次条に規定する事業者から、この条例の定めるところにより、負担金を徴収する。

(負担対象事業者)

第 3 条 負担金を負担させる事業者は、次に掲げる者（国及び地方公共団体を除く。以下「負担対象事業者」という。）とする。

(1) 負担金の負担の対象となる工事が次条第 1 項第 1 号に規定する工事である場合

ア 当該工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場で、当該工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地の面積の合計が 10,000 平方メートル以上であるものに係る事業者

イ アに規定する事業者のほか、当該工事の完了した日後 10 年間に当該工事に係る負担区域内において、その敷地の面積の合計が 10,000 平方メートル以上となった工場又は事業場に係る事業者

(2) 負担金の負担の対象となる工事が次条第 1 項第 2 号に規定する工事である場合

前号アに規定する事業者

(3) 負担金の負担の対象となる工事が次条第 1 項第 3 号に規定する工事である場合

ア 当該工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場で、当該工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地（水面を含む。）の面積の合計が 10,000 平方メートル以上であるものに係る事業者

イ アに規定する事業者のほか、当該工事の完了した日後 10 年間に当該工事に係る負担区域内において、その敷地（水面を含む。）の面積の合計が 10,000 平方メートル以上となった工場又は事業場に係る事業者

(4) 負担金の負担の対象となる工事が次条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する工事である

場合

前号アに規定する事業者

(昭和 60 条例 3・昭和 62 条例 12・一部改正)

(負担対象工事)

第 4 条 負担金の負担の対象となる工事は、横浜市が実施する次に掲げる港湾工事で市長が指定するもの（以下「負担対象工事」という。）とする。

(1) 法第 2 条第 5 項第 9 号に規定する港湾公害防止施設（敷地を含む。以下「港湾公害防止施設」という。）のうち公害防止用緩衝地帯及び法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設（敷地を含む。以下「港湾環境整備施設」という。）の建設又は改良の工事

(2) 港湾公害防止施設のうち公害防止用緩衝地帯及び港湾環境整備施設の維持の工事

(3) 公害防止用緩衝地帯を除く港湾公害防止施設の建設又は改良の工事

(4) 公害防止用緩衝地帯を除く港湾公害防止施設の維持の工事

(5) 港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除その他の処理のための工事、汚濁水の浄化のための工事及び漂流物の除去その他の清掃のための工事

2 前項の規定による市長の指定は、次に掲げる事項を告示することにより行う。

(1) 工事の種類

(2) 工事の名称

(3) 工事が実施された場所

(4) 工事の完了した日

(5) 工事に要した費用

(6) 負担区域

(7) 負担の割合

(8) 負担金の額の計算の基礎となる当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積等の合計

(負担金の額)

第 5 条 負担金の額は、当該負担対象工事に要する費用の額に 2 分の 1 の割合（市長が当該負担対象工事の種類、規模等を考慮して 2 分の 1 未満でこれと異なる割合を定めたときは、当該割合）を乗じて得た額に第 1 号ア若しくはイ、第 2 号、第 3 号ア若しくはイ又は第 4 号に規定する割合を乗じて得た額に相当する金額とする。

(1) 負担対象工事が前条第 1 項第 1 号に規定する工事である場合

ア 当該負担対象工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に当該負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として市長が定める面積を加算した面積（イにおいて「工場等敷地面積」という。）に対する第 3 条第 1 号に規定する負担対象事業者の工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地の面積（既に当該負担対象工事に係る負担金の負担の対象となった敷地の面積を除く。）の合計の割合

イ 当該負担対象工事の完了した日後 10 年間に第 3 条第 1 号に規定する負担対象事業者

が工場又は事業場の敷地の面積を増加した場合にあっては、工場等敷地面積に対する増加後の当該工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地の面積（既に当該負担対象工事に係る負担金の負担の対象となった敷地の面積を除く。）の合計の割合

(2) 負担対象工事が前条第1項第2号に規定する工事である場合

当該負担対象工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に対する第3条第2号に規定する負担対象事業者の工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地の面積の合計の割合

(3) 負担対象工事が前条第1項第3号に規定する工事である場合

ア 当該負担対象工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地（水面を含む。）の面積の合計に当該負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として市長が定める面積（水面を含む。）を加算した面積（イにおいて「工場等敷地面積（水面を含む。）」という。）に対する第3条第3号に規定する負担対象事業者の工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地（水面を含む。）の面積（既に当該負担対象工事に係る負担金の負担の対象となった敷地（水面を含む。）の面積を除く。）の合計の割合

イ 当該負担対象工事の完了した日後10年間に第3条第3号に規定する負担対象事業者が工場又は事業場の敷地（水面を含む。）の面積を増加した場合にあっては、工場等敷地面積（水面を含む。）に対する増加後の当該工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地（水面を含む。）の面積（既に当該負担対象工事に係る負担金の負担の対象となった敷地（水面を含む。）の面積を除く。）の合計の割合

(4) 負担対象工事が前条第1項第4号及び第5号に規定する工事である場合

当該負担対象工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地（水面を含む。）の面積の合計に対する第3条第4号に規定する負担対象事業者の工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地（水面を含む。）の面積の合計の割合（負担区域）

第6条 前3条に規定する負担区域は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める区域とする。

(1) 負担対象工事が第4条第1項第1号に規定する工事である場合

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により横浜港臨港地区として告示された地区（以下「臨港地区」という。）及び予定埋立区域

(2) 負担対象工事が第4条第1項第2号に規定する工事である場合

臨港地区

(3) 負担対象工事が第4条第1項第3号から第5号までに規定する工事である場合

臨港地区及び法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定により横浜港港湾区域として公告された区域（以下「港湾区域」という。）

2 前項第1号に規定する予定埋立区域は、市長が定めて告示する。

（負担金の徴収手続）

第7条 市長は、負担対象事業者が納付すべき負担金の額を確定したときは、遅滞なく、

当該負担対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた負担対象事業者は、市長が指定する期日までに負担金を納付しなければならない。この場合において、市長が特別の事由があると認めたときは、負担金を分割して納付することができる。

(負担金の徴収の不可)

第8条 負担金は、工事の完了した日から起算して3年を経過する日までに第4条第2項の規定による告示をしなかったときは、徴収することができない。

(負担金の減免)

第9条 市長は、負担対象事業者が次の各号の一に該当する場合は、規則で定めるところにより、負担金を減免することができる。

- (1) 港湾の環境の整備又は保全のため、緑地等を整備して一般公衆の利用に供し、又はそのための用地を横浜市に提供した場合で、当該緑地等の規模が当該工場又は事業場の規模に比して相当であると市長が認めたとき。
- (2) 横浜市が行う港湾の環境の整備又は保全に関する事業に協力したとき。
- (3) 相当規模の緑地等を整備して港湾の環境の整備又は保全に貢献したと市長が認めたとき。
- (4) その他市長が特に減免する必要があると認めたとき。

(工場等の敷地面積の届出)

第10条 臨港地区及び港湾区域内にある工場又は事業場の敷地(水面を含む。)の面積の合計が3月31日において10,000平方メートル以上であるものに係る事業者は、当該年の4月30日までに、規則で定めるところにより、当該工場又は事業場の敷地(水面を含む。)の面積を市長に届け出なければならない。

- 2 前項に定める事業者のほか、新たに臨港地区及び港湾区域内においてその敷地(水面を含む。)の面積の合計が10,000平方メートル以上となった工場又は事業場に係る事業者は、その日から1月以内に、規則で定めるところにより、当該工場又は事業場の敷地(水面を含む。)の面積を市長に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による届出をした事業者は、その届け出た敷地の面積を変更したときは、当該変更のあった日から1月以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(立入検査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、事業者に質問させ、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(横浜市港湾審議会の意見聴取)

第12条 市長は、負担対象事業者、負担対象工事として市長が指定することができる工事若しくは負担区域を変更しようとするとき、又は第4条第1項の規定により負担対象工

事を指定しようとするときは、あらかじめ、横浜市港湾審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行し、同日以後に実施する工事から適用する。

附 則 (昭和60年3月条例第3号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月条例第12号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。